

英国弾劾制度の起源

——大臣責任制——

佐藤立夫

第一章 英国における大臣責任制の成立

第二章 大臣責任制の起源

第一節 大臣の罷免

第二節 大臣責任制

第三章 初期の弾劾制度の政治的性格

第一節 弾劾制度の誕生

第二節 弾劾制度の発展

第四章 権利剝奪法

第五章 弾劾制度の復活

第一節 総説

第二節 William Latimer の弾劾

第三節 Suffolk 伯 Michael de la Pole の弾劾

第四節 エドワード三世の叛逆罪法

第五節 一三八八年の弾劾

第六節 ヘンリー四世時代の弾劾

第六章 貴族裁判

第一章 英国における大臣責任制の成立

エスマンの有名な英国憲政史に関する論述⁽¹⁾以来、大臣責任制の発展は古典的かつ確定的なシェーマーの対象となつて来た。

大臣責任制の最初の形態は刑事責任であつた。すなわち、それはエドワード三世の治世一二七六年に弾劾(impeachment)の手続と共に登場し、この手続により下院は大臣を訴追し、司法高等法院としての上院これを審理することができるのである。はじめは刑事犯罪のみが対象であつたが、その性格は後に変化する。一七世紀には、この手続が刑事上であるか否かを問わず、すべての非行(haute)について適用されることが定められ、ときには政治上の意見対立をもふくんでいた。

この手続は、追及される非行が疑わしいものになるにつれて、不適当なものであることが明らかになつて行つた。むしろに、王位継承法(Acte of Settlement 1701)が国王の恩赦の可能性を排除したために一層適用され難くなつた。ウォルポールをはじめとして、多くの大臣は弾劾にかけられるとすぐに辞任し、一七八二年の首相ノース卿(Fredrick North)の場合に至つては、下院の不信表明決議だけで辞任した。

この発展傾向はその後も続く。王権が非常に強いときには、正面から政治責任を問うことができず、大臣は刑事法違反の名の下に責任追及される。王権が弱まると、議会の権限の拡大につれて弾劾の基礎も拡がる。以上のことから、多くの著者は次の二つの命題を引き出し出している。⁽²⁾

(1) はじめ弾劾は刑事手続であった。この手続が政治Ⅱ刑事手続となったのは一七世紀以後である。

(2) 政治責任は次第に刑事責任から区別されるようになった。

この事実から学者たちは二つの全く相反する結論を引き出している。即ち、一方は、弾劾が元来は刑事責任追及手続であったことを強調し、一七世紀以後政治責任が表面に出たが、これが別の形で処理されるようになり、再び刑事責任手続に戻ったとする。他方は、一七世紀に至って弾劾の本来の性格が明らかになったものであり、「刑事」といっても実は政治責任追及が狙いであったとする。

この議論にとらわれることは無駄である。両者とも誤った事実認識を出発点としている。より詳細に歴史をたどると、弾劾は決して刑事的手続ではなかったのである。このことは、すでにこの時期の英国に一種の政治責任の制度があったことからよく理解されて来る。以下この点を二章で論述したい。

(1) Esmein : *Elements de droit Constitutionnel francais et comparé* t. I p157 ~ : Desmottes, *De la responsabilite penal des ministres en régime parlementaire francais*, 1969, titre 1.

(2) J. Barthelemy et Duez : *Traite de droit constitutionnel*, 1933. p. 170 ; G. Burdeau : *Droit constitutionnel et institutions politiques*, 1959. p. 124 ; Duverger : *Droit constitutionnel et institutions politiques*, 1959. t. I. p. 167 ; Esmein : *op. cit* t. I. p. 163, Hauriou : *Precis de droit constitutionnel*. p. 430 ; Lafferriere : *Manuel de droit constitutionnel*, 1947. p. 20 ; M. Prelot. *Institutions politiques et droit constitutionnel*, 1961, p. 99 ; Vedel : *Manuel elementaire de droit constitutionnel*, 1949. p. 37.

第二章 大臣責任制の起源

I マグナ・カルタ

マグナ・カルタ（大憲章）の制定された状況は、これに先立つ諸法の場合と大きく異なる。それは国王が全く自由に付与した憲章ではなく、激しい力に押されてやむなく為された譲歩であった。これが、遂に国王と議会の協力という形に至る争いの時代の幕を開いたことは確かである。マグナ・カルタの中には、その起草者や制定者の意図とは別に、大臣責任制の芽がかくされていた。

II 王国會議 (common council)

大臣責任制が動き出す時代を迎えるまでには幾つかの条件が満たされねばならない。すなわち、議会がある種の機構を備えることと、一定の権限を行使することである。

マグナ・カルタの第一四条に租税問題に関する王国會議の召集と審議の手續きが定められている。ここには召集状をさうけるべき人々が特定され、通知が四〇日前に行われるべきこと、ならびに、適法な召集のあった以上、全員の出席がなくとも議事は出席者の助言によりとり行われたことになることが規定されている。

この會議の性格は言うまでもなく民主的なものではないが、封建制の下で王権に対抗しうる実力の所有者総てが加わりうるようになって注目にすべきである。この時代においては、最も「進歩的な」形であったとも言える。重要なことは、會議の構成がいかにあれ、租税問題については従前のように王の完全な裁量でなくなったことである。

とくに召集が四〇日前とされたため、事案を全員に周知させる手続が出来たことになったことは、大きな前進であったと言える。マグナ・カルタははじめに会議に決定権が与えられたことで、租税につき王国会議の同意を要すると定めた第一二条はその最も明らかな例証である。凡そ税金は朕が王国会議に依るに非ざればこれを朕が王国に課することができない。」これ以後の国王は、多くの試みにもかかわらず、一二一五年に定立されたこの原則を打ち破れなかったのである。

III 諸候委員会 (Comite des Barons)

マグナ・カルタ第六一条には王国会議が諸候の中から二五人を選び、その中からさらに選ばれた四人が王及びその裁判官、代官、官吏の行為を常時監視し、その非行あるいは平和または人民保証条項の侵犯があつたときにはその矯正を王又はその代理たる裁判官に求め、矯正の要請が受け入れられないときには二五人の諸候が王国の全員とともに国王に強制を加えることができると定められている。

この制度がごく短い生命しか持たず、(一二二五年には消えた)、諸候がその役割を理解しなかつたことは大きな問題ではない。大切なのは、中央権力の統制が必要だという考え方が生れたことである。あとはそのテクニクの発見が課題として残るのみである。やがて間もなく二〇年以内に議會は大臣の訴追を実現させ、これに続いて多くの類似の事例が続いたからである。

第一節 大臣の罷免

原則として、大臣を任免するのは国王である。しかし、議會が圧力をかけて罷免に追いこんだ例も少くない。この

うち、王の意思に反して罷免を実現させた、一二三四年、一三〇八年及び一三七一年の事件は銘記に値する。これらは大臣責任制の濫觴であった。

1 ウィチユスター司教ピエール・デ・ロッシュの凋落

一二三三年、Pierre des Rocheは、ヘンリー三世の幼少時代のすぐれた大臣で摂政であった、Habert de Burghに、奸計をもってとって代った。地位に就くと、Pierre des Rocheとその共謀者たちは「国王の心を墮落させ」、「イギリス国民への憎悪と軽べつの念を植えた」ため、「国王は枢要な職と封禄をノルマン人、フランス人系等の『外人』に与えた。」実際に彼等は英国人の歴史家たちの言つよつな「アウトロー」や「泥棒」ではなかったと思われるが、英国貴族の眼からみると、本来は自分たちの占めるべき地位を侵していると考えられたのであろう。このような理由から、一二三三年及び一二三四年に議會はPierre des Roche及びその主要な仲間の罷免を要求し、これを実現させた。

国王は一二三三年六月二日オックスフォードに議會を召集した。諸侯たちは出席を拒否し、異例なことながら、ピエール司教が王室の要職にある限り平和はありえないという書簡を送った。七月初旬に行われた第二回の召集も成功しなかった。諸侯はより具体的要求を国王に送りつけ、ピエール及びその仲間たちを直ちに追放しなければ、国王自身を追放すると宣言した。国王は時間かせぎを試み、八月一〇月中に多くの會議が行われた。国内は大混乱に陥った。国王を支持する諸侯は少数で、聖職者たちは反対の立場に足並みをそろえていた。一部の諸侯は武器をとり、いくつかの地方では紛争がおこっていた。一二三四年二月に新たな會議があり、カンタベリー大司教は大臣たちを弾劾する多くの請願のリストを読みあげた。さらに事態の打開がなかったため、大司教は四月に再び国王に謁見し、Pierre

de Rocheとその仲間たちの罷免を求めた。諸侯の蜂起のおそれをふくめた説得に、国王はついに Pierre de Rocheの職を解き、自らの司教区の事項以外の任務に一切たずさわらないよう命じた。⁽¹⁾

(1) Desmoties : op cit, p. 37.

II Pierre de Gavaston の罷免 (一三〇八年)

エドワード一世はその晩年に Pierre de Gavaston が王子に対し及ぼす悪影響を憂慮し、二人に、以後絶対に会わないと誓約させた。貴族たちの同意の下に国王は Gavaston の国外追放を命じた。エドワード二世が就位すると、彼は父王への誓約から解放されたものと考え、最初にしたことは「親友」の呼び戻しであった。エドワード二世は Gavaston を厚遇し、儀式の際に聖エドワード王冠の奉持者に彼を任命、自らの姪を妻として与え、王室財産の一部を与えてフランスに運ばせ、ついに王の摂政の位につけた。⁽¹⁾

直ちに反対の声が生じた。この反対の動きの本質は Pierre des Roche の事件の場合と共通で、要職がいわゆる「外人」により占められることへの不安・反発であった。

戴冠式の後の最初の議会は一三〇八年四月二八日に開かれ、議論は新国王の行動とその行政に集中した。高位聖職者と諸侯たちは建言を提出し、その中で王位と国王個人を区別し、忠誠は後者でなく前者に対し誓われるべきであるとした。ここから、議会在国王を「正義の道」に沿わしめるために介入する権限が生れて来る。建言には Gavaston の行為に対する多くの弾劾の意見書も含まれていた。すなわち、Gavaston は王国の実権を一手に握り、自らが実質的に

国王であるかのように誓約させ、残るのは王冠の奪取だけである。さらに、Gavastonはそのよこしまな助言により、国王と国民との間を離反させている、とするものであった。

激烈な討論ののち、大多数の成員は国王にGavastonの罷免を要求し、国王もこれに従わざるをえなかった。さらに五月一八日には、国外追放を宣したのである。

(一) Desnottes : op cit ; p. 39.

III William de Wykeham の辞職 (一三三一年)

議会は一三三一年二月二四日に召集され、一ヶ月にわたって開かれた。英国領への侵略の危険が迫っており、国王は大法官であるウィンチェスター司教 William de Wykeham を通じて多額の貢納金拠出を要請した。しかし議会の多数を占める宮廷貴族たちはこれに反対し、拠金の決議の前に William de Wykeham と財務官 Brauringham を罷免するよう求めた。ただし、この両者にとりたてて譴責すべき失点がなかったため、反対派は、永年にわたって要職が聖職者により占められていることをとり上げ、国王に対し、今後は非聖職者のみを任命するよう求めた。国王はこのような形での罷免要求にこたえ、両者は各々三月二四日及び二七日に自ら職を辞した。三月二八日、この措置に満足した議会はエドワード三世に対し五万ポンドの拠金を決めた。

以上の三つの事件は各々に性格をこととしており、共通するのは国王の意思に対する議会のきびしい反対だけである。しかし、目的を達するための手段はかなり進歩した。⁽¹⁾

(1) Desmaites : op. cit. : p. 40f.

第二節 大臣責任制

以上に概述した事件は、大臣責任制の起源を通説である一二七六年より以前にさかのぼらせるものだろうか。この問題について多くの議論が存在する。Adamsは否定し⁽¹⁾、Arselは一二三三年説をとっている⁽²⁾。しかし注目すべきことは、責任制の觀念が一二世紀に存在したことは誰もが認めていることである⁽³⁾。問題はその発現形態に関する考えである。そして、大臣責任制の起源を二三、一四世紀に遡らせることに反対する人々は、その論拠として、中世の政治生活の性質とこの時期における責任の問い方をあげるのである。

政治的責任制は組織化され、一定の権限を与えられた議会の存在を前提にする。そして、そこに執行権を統制せんとする不断の努力がない限り、政治責任制は無意味である。このような要素は、Adamsの言うように存在しなかつたのであろうか。

一三世紀末、すなわちマグナ・カルタから一〇〇年を経ないうちに英国議會はしばしば會議を開き、相当数の出席者を数えた。その裁判的権限の行使がこの発展の決定的要因であった。議會はまず第一に上級裁判所(Haute Cours)であった。請求及び請願の数は相当数に及んだ。国王はしばしば會議の召集をしなければならなかつた。それは年に二、三回のことが多かつた。しかし議會(Parlement)のメンバーは同時に王國會議(Commun Conseil)のメンバー

でもあった。そこで、個人や自治団体の提出する請願には、個人的訴えもあれば、行政的改革にかかるものもあった。したがって、政治的機能と裁判機能の混同は不可避であった。後者の機能はややかすんでいたが、なくなるわけではなかった。それが議会の頻繁かつ定期的会合の理由となっていたためである。

自治団体は各々の請願を伝える代表を選び、代表たちは会議に出席していた。やがて彼らは貴族たちの傍らに席を占めることを許された。

国王がその所領からの収入に満足していたら、議会の権限はずっと小さなものであったろう。しかし、戦争等のためにしばしば特別の拠金を求めねばならず、この要請の審議の中で多くの実質的利益を引き出して行った。一三七一年の大臣の辞職もこの一例である。要するに裁判機能の行使と国王の常時的金欠が二三―四世紀に議会をしばしば開かせ、大きな権限を与えた二つの大きな要因であった。⁽⁴⁾

前にみた大臣をめぐる事件は単に幸運な事情によるものなのか、それとも議会が執行権を統制せんとする意図の一連の動きの一つなのか。これら事件にどんな意義を認めるかはこの問いにかかっている。そして、これを単なる幸運な例外とみるには、同種の事例が多すぎるのである。議会は明らかに執行権の統制を意図していた。

議会はしばしば大臣の任命権を主張した。満足を得たのはごく少数の場合であるが、大切なのはこの問題への関心が強かったということである。最初にその主張が議会から出たのは一二四四年のことであった。この主張は、大臣の任免権を議会にのみ与えるという改革案の形でも続けられた。一二四八年、一二五五年にも同様の動きがあった。実際に国王の側近以外の者が大臣の任免に関与したのは国王が幼少であるか、内戦の危機の迫っている時だけであった。一二五八年、議会は大法官と司法官の選考に一二名の代表により関与した。この代表は「オックスフォード政令」

(Provision of Oxford) の名で知られる改革の提案を任務としていた。この他、例は多くあげることができる。

国王はしばしば憲章を承認し、議会の提案した改革案を実施すると約束した。しかし、国王は常にその誓約を破った。この抵抗を打破するため、一二一五年、一二四四年、一二五八年、一二六五年及び一三二一年の議会は『政府機構』を独占し、国王を監視下におき、大臣たちに議会が選んだ委員会の指示に従うよう強制した。この政策の最も有名な例は名高い「オックスフォード政令」の適用である。

ヘンリー三世は一三世紀前半を通じて次第にその評価を落して行った。教皇への盲従、外国人の側近としての採用、征服政策による戦費の拡大など。各地に飢饉の発生が伝えられる中で国王がその王子のためにシシリー島を隷下に収めようと新たな借財にのり出すに及んで、反発は最高潮に達した。

一二五八年四月二日にロンドンに会合した議会は、この方針を厳しく拒絶し、政府を指導する二四人のメンバーから成る委員会の任命を国王に受け入れさせた。六月一日に開かれた新たな会合で、委員会は、オックスフォード政令の最も特異な部分をなす新たな組織の草案を示した。これによると一五人のメンバーからなる Council と二人からなる Commission がおかれ、国王は council の同意なしに主要な決定をなしえず、commission は直接に議会により選ばれ、議会の閉会中に政府の政策全体を議会の名において統制する。

多少の中断はあったがオックスフォード政令は約一〇〇年間にわたり適用された。council は大きな権限をもち、行政の基本事項のすべてに関与した。

以上の事情から、国王に対し大臣の罷免を求めて加えられた圧力が単なる偶発的なものでなかったことがわかるであらう。⁽⁵⁾

G. B. Adams は中世の大臣責任追及の方法は次の点で近代におけるそれと相違するという。

(1) 罷免を実現させた大臣の責任は全く外形上のことで、一四世紀において非難の対象となつた政策の選択者は大臣ではなかつた。

(2) 罷免実現への圧力は国王に対して加えられ、大臣には向けられなかつた。

要するに大臣の憲法上の地位と主権者^{II}国王の状況が問題である。

エスマンはグナイストの説に従つて、英国における元来の王権の強さとその後の弱まりを、漸次強化されて絶対王権に至つたフランスと対比してのべている。⁽⁶⁾しかし、最近の研究は英国の王権が元来それほど強くなかつたことを明らかにしている。⁽⁷⁾その限界の一つは、国王が一人または数人の顧問により統治しなければならなかつたということである。諸侯たちはその顧問官を自ら選びこそしなかつたが、ごく短い国王親政の期間を除き、王権を大臣を介して行使させることには成功してゐた。諸侯たちはこの二元的制度により基本的自由を確保しうるものと考えていた。何人かの顧問官又は大臣たちは他の高級官吏とはつきり区別され、王国の政治を指導する地位に立つた。William de Wykeham は英国の史家たちにより「萌芽状態の総理大臣」(Embryonic prime minister) とよばれている。議会が大臣の選任権に強く固執し、しばしば自らそれを要求したことは、大臣が王国の政治について持つ巨大な力を証明するものに他ならない。

罷免の圧力はどこに向けられたのか。反対説は、これが大臣に対するものでなく、国王に対し加えられたのだという。この議論は重要でもなく、又議論としても誤つてゐる。仮に圧力が国王に対するもので、大臣に対するものでなかつたとして、制度そのものの本質にかかわる性格の相違なのだろうか。

問題は企図した行動の結果、すなわち、権力の喪失あるいは民事的刑事的責任である。又、事実問題としても追放ないし罷免の要求は国王とともに大臣に対しても行われていたのである。

大臣責任制は、革命を誘発する危険を避けつつ国王に政策を変させようする方法を発見する必要性から生じたものである。最初の事例の一二三三年から一三七一年までの間に、方法が洗練され、手段も日常化された。宗教的な威圧に代って、金銭的強制が登場した。これらの事例により、政治的責任制の先在が確認できると思われる。仮に一二三三年から一三〇八年までの例は各々の事件の評価にかかるところ多しとしても、William de Wykeham の事例は疑問の余地がない。反対論を要約すると、議会の構成、反対の術策、大臣の自立性になるが、そのいずれについても、一三七一年と一三七一年で差のあるものはない。してみるならば、前者について大臣責任制を否定し、後者を充分なものとするのは何故であろうか。憲政史に豊富な知識を有する歴史家は、議会に対する大臣の責任が一三―四世紀にさかのぼることを一般原則として提示している。このような先例の存在を確認したならば、これから検討する弾劾制度に多くの政治的側面があるとしても驚くにあたらない。

- (1) G. B. Adams, *Magna Carta and the Responsible Ministry in American Historical Review*, 1914-15, p. 744f.
- (2) I. Arsel, *La responsabilité politique ministerielle et la chambre des Lords*, 1949, p. 23f.
- (3) Adams, *op. cit.*, p. 745.
- (4) Desmottes, *op. cit.*, p. 43.
- (5) Desmottes, *op. cit.*, p. 45-47.
- (6) Esmein, *op. cit.*, t. I, p. 86

(7) R. Fawtier, *L'Europe Occidentale de 1270 à 1380*, p. 79.

第三章 初期の弾劾制度の政治的性格

弾劾制度の政治的性格を証明する前に、この制度の性格を定義し、その歴史をたどらねばならない。これは、本章で反駁したいと思う古典的定説を明らかにするためである。

第一節 弾劾制度の誕生

英国では大臣の刑事責任の制度は「弾劾制度」の手續により誕生したことはフランスと全く同じである。これは下院が大臣を上院に訴追し、上院が裁判所として審理するものである。⁽¹⁾ その誕生は一三七六年四月～五月に、下院が上院に対し Laimer 卿及び Lyons と他の三人を詐欺のかどで告発し、処罰を求めたときにさかのぼる。上院の裁判権はすでに確立していた。刑事司法の最高裁判所として上院はそれまでも多くの国王の官吏を裁いてきた。反対に、下院による訴追は大きな改革であった。そこに至るまでに、下院は様々な手續を組み合わせ、手續自体を改革しなければならなかった。そのために、各会期のはじめに国王に対して許される請願の手段を用いて、強力にかつ個人名をあげて攻撃した。やがてその実力を認識した下院はこの手続的虚構を捨て、一四世紀の末から、弾劾制度の外的形態をとるようになり、この形は継続して行く。

訴追のイニシアティヴは下院に存した。この目的をもつ決議が審理にかかると、一つの委員会が弾劾状を起草する

任務を負わされた。但し、委員会は法的予審の権限はもたなかった。弾劾状が採択されると上院は高等裁判所となる。裁判所は下院の議員たちから弾劾の趣旨を聴取し、証拠の提示をうける。被訴人は弁明の機会及び、有効と信じるならば、証人を立てる権利を与えられる。訴追側の反論ののち、上院議員だけによる審理に入り、有罪との判定が下ると、下院が処罰についての提案を行う。判決ののち、王にこの処罰の一部又は全部を赦す権限が一八世紀初頭までみとめられていた。

このように制度化されたが、この制度自体が後に発展をとげている。Pikeによると、次の三つの時期に分ける必要があるとこう。

第一の期間は一三九六年〜一四五〇年に、刑法の原則に従ったこの制度の順調な発展の時期。

第二の期間はその後二世紀にわたるもので、弾劾が次第に権利剝奪法(Bill of Attainder)にとって代られ、従って、法と基本的正義の準則の完全な軽視の時期である。

第三の期間はおよそ一六五〇年ごろから始まるもので、弾劾がその原形ともなりつつ、より近代的遺産も承継しながら再生して来る時期である。

(1) A. Esmein, op. cit, t. I. p.162

(2) Pike, op. cit, p. 228.

第二節 彈劾制度の發展

英國憲政史の著者は、英國彈劾制度の起源については一致していない。ステファンは最初の彈劾事件は一二八三年の L Lewellyn の兄弟 David 事件であると⁽¹⁾、バイクは一二七六年のロンドン商人 Richard Lyons 事件であると述べている。⁽²⁾ ハラムとアンソンは最初の事件は一二七六年とするバイクの意見を支持して Lord Latimer 事件に反対している。現在の彈劾の方法の意味するものから考えるならば恐らくは憲政史家たちは余りにも早く時期を定めたものといえる。何故なら Henry 四世紀代の一二九九年の制定法の後まで明確な裁判手続は存在しなかつたからである。Edward 三世以後においては、彈劾理論は後世におけるように決して完全なものではなかつた。⁽⁵⁾ 議會が最初持つた裁判権は、國家權力の分化とともに次第に他の國家機關に移り、貴族の反逆罪と重罪および破棄裁判所 (Court of Error) の機能を除いて議會の裁判権は、この彈劾を残すのみとなつたが、この彈劾も Lyons, Latimer 事件によつて一層整備されたというものの尚手続は確定したものでなく、例えば訴追機關は國王のこともあり、國王が法務長官を通じて行うこともあり、あるいは上院や下院議員のこともあり、時には騎士、伯爵、男爵その他の都市や自治邑の代表を含む貴族たちによつて行われることもあつた。また審理は國王自身が行つたり、國王と上院が共同して行うというふうな状況にあつた。⁽⁶⁾

Edward 三世による制定法によれば、貴族や官吏が議會における貴族によつて審理されることを定めている。最も一般に行われる手続は議會における國王への上奏を下院になす、そして犯人が法律に従つて処罰されることを願う請願人が國王から激励をうけた後、彈劾条項を提出し、訴追手続中出廷し有罪の判決を要求する。Edward 三世時代に

できた反逆罪法 (Statute of Treasons) は議会にある種の行為が反逆罪に当たるかどうかを宣告する権限を与えているが、これは立法権を与えたのか司法権を与えたのか曖昧であったので間もなく廃止された。次に議会は国王から犯人として訴追された旨を審理する権限を持っていたが、その審理は通常コモン・ロウ裁判所の訴訟手続でないため Charles 一世のとき違法と宣告された。また議会は York 大僧正事件に見られるように個人が他の個人に対する告訴をも受理した結果、これが政治的抗争に乱用されるようになったため、一三九九年法によって禁止された。

これらの先例を取捨選択しつつ法的に制度化したものが一三九九年の Henry 四世の法律である。
法律の次の通り。⁽⁷⁾

(1) 領土内においてなされた全ての訴えは王国の法律、すなわちコモン・ロウによって審理され、判決されることを要す

(2) 領土外でなされた全ての訴えは警察吏と執行官によって審理されることを要す

(3) 今後、議会で如何なる訴えも禁止され弾劾のみが審理せられるべきである

この(3)に関連して上院が弾劾の審理をなすには下院の訴追が先ずなされなければならないという法理が確立し、Edward 一世以後 Henry 四世に至る一世紀有余年間、貴族社会で乱用されがちであった弾劾制度の弊が除かれた。かくて今日に見るように「下院が訴追し上院これを審理する」という弾劾制度の確立を見、以後英国では伝統的にこの形式が保持され、一七八七年の米国連邦憲法を初め諸外国にも継受されるようになった。⁽⁸⁾

一三七六年の手続は先例となった。一四世紀末と一五世紀の前半、下院はしばしば弾劾の手続によった。最も有名な例は Michael de Pole を弾劾した一三六六年の事件及び初めて死刑判決を出した一三八八年の事件である。

訴追事由は刑事事件と不行跡、忠実な職務執行を怠り、国王を欺き蓄財した廉によるものであった。最初上院は証人喚問の結果、大法官に無罪の判決を下し、原告に名誉棄損罪を宣告したが、間もなく一三八六年一〇月一日開会の議会で弾劾の採決が採択され、後任に政敵 Arunde, Bishop of Ely が任命された。⁽⁹⁾この当時の弾劾は刑事問題に関する正規の手續と考えられ、必然的に刑事法の違反以外の場合にこれを用いてはならないものと考えられていた。多くの学者たち、特に Esmein⁽¹⁰⁾や Hatsell⁽¹¹⁾は一四五〇年にいたるまでその通りであったと考えている。Pikeにしてもせいぜい、上院は罪の決定について刑法の規定に拘束されるが、刑罰の選択については自由裁量の余地をもっていたとする程度である。

(1) Edward 一世に対する反逆の廉で訴追された David 裁判は一二八三年九月三〇日に召集された議会の一種の Shrewsbury で行われた。各県の執行官は二人のナイトを選任し、二〇の県および自治邑の政府代表は、それぞれ二人の代表を選出する。七人の伯爵、九人の男爵、一九人の有識者、裁判官、評議員、全ての城の警察官が特別の令状によって召集され、Shrewsbury で David は審理され、刑が執行された。彼を審理した裁判官は John de Vaux 下の王会における裁判官の中から選ばれた。

Edward 一世(一三〇四年 Nicholas de Segrave は、国王が John Crumbwell に対してスコットランドとの戦いに従軍中 Crumbwell に挑戦し、後にフランス王の面前で Crumbwell に休会させ、起訴するためフランスに行き、このため国王の軍隊が危機に遭遇し、王の特別命令を守ることができなかつたことにつき国会で訴追された。この嫌疑に対し Segrave は有罪を主張し、国王は議会に対し答申を求めた。

Edward 三世の一二五〇年 Thomas Berkeley 卿に対し注目すべき訴追手續が開始された。この記録により議会の権限が明らかになるのみならず、その訴追手續や陪審裁判の初期の形態が明らかにされる。Berkeley は国王の面前

で行われる議会の本会議で次のような質問を受けている。彼と John Maltravers の監禁を申し渡し Berkeley 城で殺された Edward 二世の死をどうしたか。彼はそのことについて承認を与えなかったし、議会に来るまで知らなかったと答えた。さらに彼は城が彼の所有であり、国王は監禁の安全のために彼に引き渡されたのどう弁解することができるとかと訊問されたのに対し、彼は城は自分のものであり、彼と Maltravers へ監禁の安全のために引き渡されたが殺害の時、彼は Bradley で病床にいついていたので誰も殺すことはできなかったと答えた。さらに彼は護衛の者をつけていたがそれでも弁解できるかと尋ねられたのに対し、彼は自分の下に自分と同様信用できる護衛の者と官吏を置いており、Maltravers と彼等は国王の保護を受けていた。彼は国王の死については無罪であると抗弁した。この記録は、少なくとも陪審員が議会に導入されたことを示しており、次に被告は特定の確実な事実に基いて明確な弁護が申し立てられ尋問されること、陪審員は一般に被告が有罪か無罪かということだけでなく特定の弁護にしろとも議決を行うことを示している。(Stephen, *History of the Criminal Law of England*, 1883. vol I. p. 146f.)

- (2) Pike, *Constitutional History of the House of Lords*, 1894. p. 205.
- (3) Hallam, *Constitutional History of England*, 1880. p. 255.
- (4) Anson, *Law and Custom of the Constitution*. p. 362.
- (5) Stephen, *op. cit.* p. 149.
- (6) Simpson, *Federal Impeachments in University of Pennsylvania Law Review*, May. 1916. vol 64. p. 651f
- (7) Stephen, *op. cit.* p. 155f; Simpson, *op. cit.* p. 652
- (8) Simpson, *op. cit.* p. 653.
- (9) Stephen, *op. cit.* p. 151,
Mohl : A, a, O, S. 614; Cox : *op. cit.* p. 213 not a; Taswell-Langmead : *op. cit.* p. 290f; Pike : *op. cit.* p 200
; Phillips : *Constitutional Law of Great Britain and the Commonwealth*, 1952 p. 69.
- (10) Esmein, *op. cit.* t I. p. 168.

(11) Hatsell, Precedents of Proceedings in the House of Commons, 1818. t. IV, p. 69.

第四章 權利剝奪法 (Attainder)

一四五〇年の Suffolk 公 William de Pole の審理から一六二〇年の Giles Mompesson 卿の審理まで、弾劾の手續はもはや用いられなくなった。これは大臣がもはや弾劾訴追の対象とならなくなったのではなく、はじめに王權が、そしてこれに続いて議會が大臣に対して、より強い影響力をもち、疑問の余地の多い權利剝奪法の手續を用いるようになったのである。

權利剝奪法⁽¹⁾はまさしく「法律による判決」である。それは議會により、通常の法律と全く同じに提案され、票決されるもので、しかも刑事判決の効果をもつ。どんな行為でも犯罪にあたりと決定されうるし、刑の選択は全く自由に行われることになる。これは立法機能と司法機能の完全な混同であり、裁判の最も基本的原則に対する違反である。さらに、この手續の實際の適用はこの制度の欠陥を補うどころか、むしろ拡大する方向で行われたのである。被告人は弁明の機会を与えられずに処刑されることが多かつたのである。一六四一年、チャールズ一世の大臣であった Strafford 卿は、この制度の最後の犠牲者の一人だが、彼の場合について人々は「真正正銘の法的殺人」と評した。

一四五〇年からジェームス一世の一六二二年代にかけて權利剝奪法は弾劾に代ってしばしば行われたが、一時中断しスチュアート王朝に至って復活⁽²⁾した。

チューダー王朝（一四八五—一六〇三）およびスチュアート王朝（一六〇三—一七一四）の前半世紀時代は王權の極

めて盛んな時代で、議会は国王の傀儡となり、政府はその政策を遂行するに妨げとなる政治犯人を追放する手段として弾劾の代わりに権利剝奪法をしばしば活用した。弾劾の先例は一六世紀には一件もなかったが、その理由はチューダ王朝の国王たちは、自分の好まぬ人物を失脚させようとする場合には弾劾よりも権利剝奪法の方がより便利と考えたからである。⁽³⁾ ジェームス一世（二六〇三—一六二五）およびチャールズ一世（一六二五—一六四九）時代には議会が不行跡にして暴虐な大臣を処罰するには弾劾を行使することが望ましいと考えられるまでには至っていなかった。⁽⁴⁾

特にヘンリー八世（一五〇九—一五四七）時代には、この制度は弾劾に代って国事犯を処罰する方法としてしばしば乱用された。⁽⁵⁾ 例えば Wolsey, Thomas Cromwell, Queen Katharine Howard, Duke of Norfolk, Earl of Surrey 事件であり、この中も最も著名なのは Stratford 事件である。これに次いで Lord Danby, Duke of Monmouth, Sir John Fenwick 事件が起こる。⁽⁶⁾ この中で Cromwell は議会を通じて国王に独裁を行わしめるために権利剝奪法を用いて政治犯人を処罰することを進言して、これを強行したが、後に Cromwell 自身、議会でこの法律により処刑されるという皮肉な運命に遭遇している。⁽⁷⁾

権利剝奪法は、⁽⁸⁾ その目的からいえば弾劾と同じであるか、唯弾劾は下院が訴追し、上院これを審理するという司法行為であるのに対し権利剝奪法は、議会の他の法案と同じ手続により通過する一種の立法行為であり、議会で弾劾事件に適用する刑を確定し、上下両院により採択され両院通過後、国王の承認を受ける点でこれと異なる。権利剝奪法は元来、普通裁判所から逃れる人々を対象としたものである。その法的性格からいえば、それは司法行為ではなく議会の立法手続により犯人を処罰する決議をなし、その決議は判決と同様の効力をもつもので、⁽⁸⁾ 既決の事件につき特別の実証なくとも何らの喚問手続をとらないで死刑に処しうる決議をなしうるものである。しかし一般の裁判手続によ

らないで刑罰を科しうる権利剝奪法の決議をなすようなことは議会の権力乱用の最たるもので最初の事例としては一四五九年ヨーク党の貴族が、これにより処罰された。その後二ヶ年にしてランカスター家に向けられ、Henry六世および妃その他多くの同調者たちが権利を剝奪された。一四七七年にはDuke of Clarencesが反逆罪に問われ、Henry七世（一四八五—一五〇九）の初期にはRichard三世に加担した数名の人々は国王に対する反逆罪の廉でこの法律の適用を受けた。これらは悲惨な事例であり、当時においては、この制度は一種の復讐手段として用いられていた。⁽¹⁰⁾

一六四〇年王党に走ったEarl of Straffordが反逆罪で下院から訴追されたとき、上院では法律上証拠不備を理由として不賛成の者もいたが、下院は政治上の理由から弾劾の代わりに権利剝奪法を適用して翌年五月一二日死刑に処した。⁽¹¹⁾ 彼に対する弾劾事由はCouncil of the Northの長官、アイルランド海軍少佐、枢密顧問官、イングランド陸軍司令官としてと在職中職権を利用して金銭を徴集し、アイルランド人民を軍隊に徴用し国王に対して反乱を企てたなど二八箇条にわたる広汎なものであった。下院は累積反逆罪(cumulative treason)を申立てたが、すべての弾劾事由についての証拠は法的に十分であったが、反逆罪を構成するかどうかについては疑問が残したが、祖国への反逆罪であることは認められ、下院で王朝の先例にない権利剝奪法により審理を進めることを決議した。パイクムとハムデンはこの審理手続に反対したが通らなかつた。

後に王党派の領袖となつたファークランドとハイデは最も熱心にこの案を支持した。この案が下院に提出されたとき下院議員中五九人は反対したため、これらの人々は彼等の国を裏切つた売国奴を救ういわゆる“Straffordian”と呼ばれる街頭にプラカードを立てられて有名になつた。上院は訴訟項が果たして反逆罪に該当するかどうか裁判官の意見を徴したが、Straffordは刑罰を受けるに値しかつ反逆罪によつて権利を剝奪されることについては曖昧な解善

しか得られなかった。人民の激昂を恐れて凡そ八〇人の上院議員は出席したが最後の表決の際には四八人に減り、そのうち賛成二六人、一九人は反対投票した。この混乱期の中で Charles 一世は承認を与え、かくて髪の毛一本も触れさせないことを約束したほど彼を忠実に守っていた人々を犠牲に供する結果に終わった。Stratford の刑の執行は Earl Russell によって指摘されるよつに「この国におけるすべての訴訟関係人に一つの瑕瑾を授じた」ものであった。下院は感情に唆かされ、上院は恐怖によって行動したからである。⁽¹²⁾

一六四一年にはカンターベリーの Archbishop Laud は叛逆罪の廉で弾劾され、ロンドン塔に幽閉され、そこで死刑を執行した。偶々一六四三年一月特別な証拠は彼の前に提出された。一部は宗教問題に関し、他は彼がその裁判官の一人として重要な役割を果たしていた星法院と高等宗務官裁判所 (High Commission Court) の横暴な裁判手続に関する事件である。

弾劾条項は一四箇条、その主たるものは、(1) 王国の基本法を侵し、専制政府の樹立を図り、(2) 真正な信教を破り天主教を導入し、(3) 議会の権限を覆えず企図をなしたという三点である。長い審理と一五〇人以上の証人喚問の後、下院は弾劾の代わりに権利剝奪法を適用した。上院は本件については法的見地からいかなる意見も述べることはできなかった。このことは弾劾事由は全く法律上叛逆罪に該当しないことを意味するに等しいものである。しかるに上院は僅か二〇人の出席で権利剝奪法を可決し、Laud 大僧正は一六四五年一月一〇日に絞首刑に処せられた。⁽¹³⁾

既に述べたように権利剝奪法は王権の旺盛時代には議会が国王の傀儡となつてこの決議をなし、王権衰退して議会の勢力が台頭するにつれて恣意的にこの法律の決議をなし、この制度の法的正当性については何らの関心を示さなかった。したがつて一六九六年ウィリアム三世を暗殺せんとした John Fenwick 事件を最後にヴィクトリア女王の一八七

○年の法律 (Stat 33 & 34 Vict. cap. 23. sect1) に依りて廢止された⁽¹⁴⁾——No confession verdict, inquest, conviction, attainder of judgment of or for any treason of felony, shall cause any attainder of corruption of blood (Stat 33 & 34 Vict., Cap. 23 sect1)

權利剝奪法を支持する証拠は法廷弁護人によつて採用され Fenwick もまた反対尋問をなすことを許された。証拠については種々の問題が論議され事件の概要については議會に通告があった。本件審理の際、大陪審に彼の叛逆の証明をした最も重要な証人が逃亡していた。法案は両院を通過し、国王の承認を経て死刑に処せられた。⁽¹⁵⁾

- (1) Plucknett, Impeachment and Attainder, R. H. S. 1953, vol 3 ; A Concise History of the Common law, 1936, p. 184f ; Taswell-Langmead, op. cit : p. 384. note 4, p ; Adams, Constitutional History of England, 1920. p. 228f, 280f ; Anson, Law and Custom of the constitution, part 1. Parliament, 1886. p. 300, 306.
- (2) Cox ; op. cit ; p. 467 ; Ridges : Constitutional Law of England, 1905, p. 193 ; Stephen ; op. cit, vol 1 . p. 158.
- (3) Pike ; op. cit, p. 228.
- (4) Stephen ; op. cit, p. 158.
- (5) Cox ; Institutions of the English Government, 1863, p. 466. Taswell-Langmead, English Constitutional History, 1886. ; p. 290f.
- (6) Stephen ; op. cit, p. 161.
- (7) Taswell-Langmead ; op. cit, p. 386, Maitland, The Constitutional History of England, 1952, p. 246.
- (8) Maitland, op. cit ; p. 215f ; Plucknett, Impeachment and Attainder, p. 158.
- (9) Maitland, op. cit : p. 216 ; Stephen, of. cit : p. 161.

- (10) Stephen, op. cit : 161 ; Phillips, op. cit. p. 70.
- (11) Stephen, op. cit : p. 161, Phillips, op. cit : p. 70. Adams, op. cit : p. 311f.
- (12) Taswell-Langmead, op. cit : p. 526 ; Tanner, English Constitutional Conflicts of the Seventeenth Century, 1603-1685. 1952. p. 93-95 ; 278-282. 拙著・新版弾劾制度の研究二一頁。
- (13) Taswell-Langmead : op. cit ; p. 527 ; Mohl, Verantwortlichkeit der Minister. 1837, S. 647—653.
- (14) Stephen, op. cit : p. 161.
- (15) Pike, op. cit : p. 274.
- (16) Cox, op. cit : p. 467f.

第五章 弾劾制度の復活

第一節 総 説

一六二〇年以來、特に一六五〇年以後、弾劾は再び大臣責任を問う一般的手続となった。但しその形は昔のものを借用したが、原則はやや異なっていた。権利剝奪法は極めて深刻な跡を残した。少くとも、弾劾はこれほど不公正ではなかったが。

一六二九年のバックinghamでの審理では、単なる噂を根拠に下院はある大臣を上院に訴追した。そしてこの大臣は、刑法上は犯罪にならない行為につき責任ありとされたのである。一六七八年のDanbyの審理及びこれに続くPort-

Land 伯、オックスフォード伯、Boingbroke 伯の審理では、彼等に自己の行為の適法性を問うことなく、その妥当性を訊問した。条約の締結が有利な条件でなされたか、それは英國の通商を危機に陥れないか、それは欧州の平和をおびやかさないか等。エスマンは「一七世紀の弾劾では犯罪行為だけでなく、国に損失を与える重大な過失行為をもふくめて対象としていた」と言い、ヴィルボア (J. Vilbois) は「上院は自ら罪とみとめるものに専権的に刑を科した。政治的性格は決定的に裁判的性格に優位していた。」と云々言っている。⁽²⁾

弾劾制度の政治的性格は一七〇一年の王位繼承法 (The Act of Settlement) によって、下院の訴追により有罪宣告をうけたすべての者についての恩赦権を国王からとり上げたことにより一層強調されている。

しかしこの制度はあまり役に立ったために廃止に向つた。すでに一七四二年の Robert Walpole の審理で人々はこの制度が過去のものであることを感じはじめた。英國憲政史上この制度の最後の適用例は、一七八五年の Warren Hastings の事件及び一八〇六年の Melville 卿事件である。⁽³⁾⁽⁴⁾

前者はペンガル総督としてインド在任中の税政を問われ、これが審理に一七八八年二月から一七九五年二月まで七ヶ年を費やし、後者は海軍高等裁判所在職中の瀆職罪の廉で弾劾され、何れも無罪となった。ヘスチングスは賛成六票反対二三票、メルヴィル卿は賛成反対ともに二一六票で議長が決するところにより無罪となった。当時の首相小ピットは弾劾を不成立に終らしめるために尽力した。特に裁判官は卿は何ら不法行為をなさなかつたと判示した。ただこの際、議会の停会又は解散は弾劾を免れうるかどうかということが問題とされ注目の的となつたが否定的見解が主張され、その後今まで一度もその例を見ない。⁽⁵⁾⁽⁶⁾

- (1) Eswain : op. cit. t. I. p. 163
- (2) J. Vilbois : L impeachment aux Etats-Unis, Pariset Boulogne-sur-Mer 1910,
- (3) Pike : op. cit, p. 234 ; Hallam ; op. cit, vol II. p. 177, Taswell-Langmead : op. cit, p. 532 ; Phillips : op. cit, p. 69 ; Mohl : a. a. O, S. 683-695.
- (4) Simpson : op. cit. p. 684ff ; Pike : op. cit. p. 234 ; Taswell-Langmead ; op. cit. p. 532 ; Phillips, op. cit, p. 69, Mohl ; a. a. O, S 696-671.
- (5) Phillips : op. cit, p. 69. 拙著・上掲書六五頁
- (6) Matlandi, op. cit. p. 477. 拙著・上掲書六五頁

この三つの時期のうち、次の三つの理由から第一の時期（一三七六—一四五〇）のみをとりあげる。

- 1、これまで研究が他の二つの時期より少なく、諸学説が仮説的な前提で論じていること
- 2、この時期の研究のみが弾劾制度の眞の性格を明からにすること
- 3、特に、大臣の犯罪責任の厳密に刑事的性格を強調する学者たちはこの時期の弾劾の適用例から自分たちに有利な論拠を引き出しうると考えていること

この時期の検討から、これまでの通説に反して、初期の弾劾制度が決して刑事手続でなかつたことを明らかにした。
い。

第二節 William Latimer の弾劾（一二七六年の善良議會）

一二七六年に召集された善良議會（Good Parliament）は非常に多くの事件を取扱った。この熱気の中で William Latimer の仲間たち Meville および四人の庶民 Lyons, Elys, Peachy, Burry の弾劾事件が起った。⁽¹⁾

これは Hallam や Stubbs がイギリス憲政史上言葉の完全な意味で「impeachment」といわれるものとして著明な先例となった。これは impeachment によって意味されるものが「下院によって訴追され、上院これを審理する」ということであれば疑いもなく真理であろう。一二八三年の David 事件に「impeachment」の起源を求めた Stephen も、かかる意味での「impeachment」の起源をば一二七六年の善良議會の Latimer 事件に求めている。

会期の冒頭で大法官 Knynett は召集の趣旨を国王に代って述べ、この時も英国の危機打解のために新たな戦費の徴募が提案された。しかしこの會議に新たな意味を付け加えるのは、大法官が出席者全員に対して、瀆職の処罰を背景として、国王政府の行政への批判を述べ、適切な改革を提案するように命じたことであつた。

下院の審議の中で、政府財政の浪費の問題が中心となり、W. Latimer と R. Lyons が最大の受益者となっているカレー（Calais）の英国商館の閉鎖も案として出された。議論は次第に個人攻撃の色彩を強めて行つた。下院にもともた Latimer とその仲間を訴追する意図はなかつたと考えられるが、票決すべき支出額の減少という口実のもとにその決議にまで至つたのである。⁽¹⁾

(一) Taswell-Langmead ; op. cit p. 280 ; Plucknett, op. cit, p. 280 ; Stephen, op. cit vol. 1. p. 148f ; Desmottes : op. cit, p. 57-63.

五月一二日、議会の全体会議で Peter de la Mare は、下院は国王を助けるのに異論はないが、この援助を最も効果的ならしめるために、その不正な取引で王室財政を窮乏させている W. Latimer の訴追と審理を要求すると主張した。彼は事案の解明のため、例外的手続ながら、二人の元財務官、Scrope 卿と Exter 司教の宣誓による証言を求めた。ランカスター公はこの提案を封じようとしたが失敗した。公はこれによって、下院が Peter de la Mare の影響により、この事件の調査に名を借りて、彼の一派が政権の座について以来の全政策を批判の対象にしようとしていることを知った。最も大きかったのは Scrope 卿の証言で、彼が在職中財政に大きな損失となった Latimer, Lyons 等の責任を明言した。五月一九日に Pierre de la Mare は Latimer と Lyons の逮捕を求め、実現させた。二四日に乍らに新たな訴追理由が追加された。Latimer は Saint-Sauveur-le Vicomte の城の破滅を扇動し、Becherel の救助を禁じ、その裏切りの代償として多額の金を受けとったとするものである。上院はこの訴追をうけたが、下院では Latimer の訴追について一度も票決をしていなかった。あったのは Peter de la Mare の演説に対する歓声と拍手だけである。

Anouivalle Chronicle (一三三三—一三八一)の審理は記録によると長い期間を要したようであるが、その詳細は不明確な点が多い。はじめに Latimer は貴族であるからそれにふさわしい裁判を要求するとともに、いかなる訴追者に対しても回答する用意があることを明らかにした。これによって、彼はこの裁判が提起する基本的な法律問題の所在を示そうとしたのである。いかなる機関が訴追の権限を有するのか。いかなる事件につき彼は訴追されているのか。

下院は自ら訴追者とならうとはしなかった。下院は訴追理由をさらにふやしたが、事件と思われる事項と単なる噂の混同がみられた。下院の代表は困惑のあげくに、彼等は国王の名において行動しているのであり、訴追全体をとりさげる意図のないことを回答した。

このような不利な状況下で Latimer は自口の潔白を明からしななければならなかった。彼は Saint-Sauver-Le-Vicomte 城と Becherel の喪失について一切の責任を否認した。この件についての訴追が Latimer の敵側の資料に依拠していること、彼が一切を国王の承認の下で行ったことも付け加えた。彼の通商関係の疑問への弁明はより説得力に乏しかった。買収の疑惑の持たれた人物への支払リストを記した明細書の存在は、彼への疑惑を裏付けるものと見られた。この件でも彼は国王の承認があったことをもって正当化せんと試みた。

最終的に Latimer に対して下された判決は罰金と禁固の刑であったが、禁固の期間は国王の裁量に委ねられた。判決はまた、国王が受理した請願の形でライティマーの一切の公職からの追放も宣告した。

細かい資料がないためにこの審理の法的検討には困難がある。法規範を引き出すことも必要なことだが不可能である。ここでは、被訴追人が極めて不利な立場におかれていたことだけを確認すべきであろう。

下院は告発はしたが正式の訴追をしていない。それもあいまいな理由を叫び立てるだけで、言う方は容易だが反発するのは困難であった。すなわち、第一に被疑事実が正確に特定されていなかった。Latimer は高等裁判所（上院）に対して特定を要求したが、得られなかった。第二に、立証責任がある意味で逆転していた。被疑者側でその行為の合法を立証しなければならず、訴追側は違反事実の立証を求められなかった。

Latimer の被疑事実が真実か否かの問題は極めてむづかしい。⁽¹⁾ W. Stubbs ; T. F. Tout ; Plucknett はこの問題を

避けている。彼の被疑事実は次の三種に分類できる。第一に、Bechetel等の喪失の際の反逆罪にあたるもの、第二に、カレーの商館における羊毛取引の禁止に関するもの、第三に、その他の様々の汚職。

第一の反逆罪関係は上院もこれを判決中にふれなかったことからみて根拠なしと見られる。第二点目については、歴史家たちも事実を明らかにしえずにおり、我々も現状のところ回答不能である。ただ、ラティマーの責任が明白ではなく、又、彼だけの責任でもないことだけは断定できそうである。残るのはその他の雑多な疑惑である。歴史家が我々に伝えるところによると、Latimerは誠実さを絵に描いたというタイプの男ではなかったようだ。一方、告発者のPeter de la Mareの方は非常に純粋な人物とされている。しかし、彼が正義感だけで行動していたとも考えられない。要するにLatimerの訴追は政治的であり、彼は政治上の闘いをしていたのである。

政治抗争の枠内にとらえると、この弾劾はWilliam de Wykehamの訴追への当然の反動であった。⁽¹⁾一三七一年、Jean de Gandに動かされた議会のメンバーは現職の大臣の更迭を実現させた。このときに敗れた勢力が五年後に失地回復を試みたのが七六年の善良議會であった。但し、このときには大臣だけでなく王室顧問官も直接に権力を掌握していた。前者は議会の従来の手続によりこれを罷免させることができるが、王権の最後の砦である後者を退けるには非常手段が必要であった。この必要から生れたのが弾劾の手続である。Latimerを攻撃し、その行為を問題にするということとは、国王を非難し、枢密院に対する統制権を主張することであった。そのため、下院の要求により、国王は何人かの新枢密院メンバーの選任要求に応えなければならなかった。

「善良議會」の成果は束の間の命であった。この議会の多数派の支柱であったPrince Noirが六月六日に死去し、ランカスター公が再び力を回復することができた。新たに選ばれた枢密院メンバーは罷免され、Peter de la Mareは

投獄された。一三七六年の弾劾から明確な結論を引き出すことはためらわれるが、この一〇年後のケースはより異論のない形でそれを裏書きした。

(1) Desmotes, *of. cit.*, p. 63.

第三節 Suffolk 伯 Michael de la Pole の弾劾

大法官 Michael de la pole の弾劾⁽¹⁾は、遂には一三九九年の Richard 二世の讓位にまで及んだ憲法的危機の発端をなすものであった。すなわち、ここでも弾劾が政治的事件と不可分の関係にあったことを確認しておく必要がある。

Richard 二世は一三八六年一〇月はじめにウェストミンスターに議會を召集したが、この召集の目的もまた、引続く戦争のため必要な莫大の資金の拠出を求めるためであった。しかし開会直後から国王は、自ら議會の召集場所から遠く離れるという不手際をしてしまった。このことにより、ただでさえ要求に腹を立てていて議會は一層險悪となり、直ちに大臣たち、とくに大法官と財務官の罷免を要求した。この要求を伝える代表に対し国王は侮蔑的に応対した。議會は激しく怒り、国王がウェストモンスターに戻り、大臣達が罷免されない限り會議を放棄すると決定した。新たに代表となった Gloucester 公は諸侯の意見を代表する立場として国王のもとに赴き、国王が理由なしに四〇日以上欠席した場合には解散することを議會に許している古い法令の存在を示唆するメッセージを伝えた。Richard 二世は、もしもこれが反逆の脅迫であれば、戦争中ではあるが、フランス国王に助言を求めるつもりであると回答した。

この挑発に対して、Gloucester公はもう一つのきわめて古い法令の存在を示唆した。それによると国王が法令に背いた統治をしてその人民から離反したときには、下院は国王を廃し、その近縁の親族から新たな王を選任できるとされている。Richard二世は事態の重大性を理解し、大臣たちを罷免するとともにウェストミンスターに帰った。

この危機はきわめて大きく、反発は激しかった。このため議会はその勝利を具体的な形にしなければおさまらなかつた。Michael de Poleは最近その職を解かれたが、下院はなお彼に対し申し立てられた不正事実をその会議の第一目に討議することを決した。彼の罪状はStubsによると次の通りである。

- (1) 誓約に反し、王室財産を不当に安く取得したこと。
- (2) 前議會で任命された九人の貴族による王室家政改革のための命令の執行を監督しなかつたこと。
- (3) 海防のため割り当てられた資金の乱用に関する責任。
- (4) 正当に没収して以来長い期間にわたってLimbourgの商人から詐欺的に年金を横取りし続けていたこと。
- (5) 国王に帰属すべきSaint-Antoineの領地の収入を着服していたこと。
- (6) 大法官として、王国の利益と法に反して、玉璽を印したこと。
- (7) Gandの町の救援を怠って、この町の滅亡をもたらし、これとともに一万三千マルクの金を失ったこと。

Michael de la Poleはこれらの一つ一つに反論した。ある者はこの反論を不充分と見、またある者は告発が法の定める罪状に相当しないと考えた。弁護人はM. de la Poleの過去の功績を強調して抗弁した。

さらに告発・弁護両側の応酬ののち、第四項目の商人の年金の横領はけずられたが、他の六項目を下院は支持した。下院は最後に被訴追者の即時逮捕を要求したが、保証金の支払いを条件に彼は釈放された。

判決は混乱した長い論議のあとに下された。最終的に高等裁判所は長文の判決によって弾劾状第二、三、七項目を斥けた。しかし第一項目及び第五項目及び第六項目の汚職はみとめた。刑は穏当なもので、M. de la Poleは王室財産の着服分をはじめとする横領金の返還を命じられ、代償金の支払いまで投獄された。しかし、彼が伯爵の地位は保持し、二〇ポンドの年金も失わなかった。

Michael de Poleの断罪はその意味はともかくとして、正当化しうるものであったか。

Michael de Poleの審理にふれた歴史家はみな被疑者の無罪を一致してみとめる。「犠牲の羊」「敵が裁判官であった」「復讐の罠に陥ちた」等。はじめ七つあった訴追条項のうち、高等裁判所への訴追で第四項目が落され、判決では第二、第三、第七項目が斥けられた。具体性と重大性において第七項目は最大であったが、N. B. Lewisの詳しい分析によってこれが全く真実に反していることがわかつて⁽³⁾いる。

有罪とされた三点のうち、一つは一般行政上の問題であり、他の二点は汚職の容疑である。第六項目の玉璽の問題は一般的に過ぎて反証のあげようがない。ただし、下院がその内容を明確にする過程で、法規の明らかな違反というより国王の利益の無視を指摘していることに注目する必要がある。利益というのは漠然としたものであり、その無視が刑事上の罪につながるとは考えにくいし、Michall de poleが挙げる各々の行為の妥当性の論証は全般に納得のゆくものとうけとれる。

残りの二つは汚職容疑であるが、従来の学者はいずれも重大なものでもなく、証明もされていないと考えている。そして、仮に法外な利益を得たとしても、詐欺とまでは言えないとする。私はこの点でよりはっきりさせようと考えており、たとえ軽減されたものとは言え、判決が不当だと思つ。第一点は贈与が偽装か否かであり、第五項目も、Saint

-Antoineの領地の収入をMichael de la Poleが自分のものにしていたとした場合でも、これについて国王の諒解があったと信ずべき理由がある。この種の行為は当時としてはあまり重大なことではない。これらの贈与は主権者がその協力者に報償を行う場合の古典的方法である。唯一の問題は与えられた利益となした奉仕との間に妥当なバランスがあるか否かである。そして、贈与全体をみると、これが妥当な枠内にあると考えられるのである。被疑者が無罪とされるべきだったことは明らかであり、有罪とされたのは何か別の理由があったはずである。

一三八六年の弾劾についての多様な解釈は割合容易に二つに大別しうる。すなわち、Michael de la Poleの職務に関連させて考えるか否かである。

T. F. Tout, N. B. Lewis, A. Steel等大多数の歴史学者は、この弾劾が議会にとってもはや好ましくない大臣を辞任させる手段であったとする。この通説はやや不都合に思われる。議会はすでに獲得した結果のために戦ったことになってしまふからである。他の記録をみると、議会は大臣の行動の是非にはほとんど関心がなかったことがわかる。この点からも通説に疑問なしとしない。

Stubbs等はこれと別の考え方を示している。Stubbsは弾劾が議会の権威を強めたことを指摘し、このことよつてこの少し後、実質的には無制約の権限をもち、とくに国王政府の行政を監督し、改革することを任務とする委員会を国王に任命させることができたのだとする。

この指摘の示唆するものから分析を進めるべきである。Michael de la Poleの弾劾は一三八六年から翌年にかけての英国における憲法的危機の枠内に位置づける必要がある。この危機は一般に信じられているような、外交政策や戦争をめぐる見解の対立によるものではなく、国王の権威とこれを制約せんとするものとの間の争いであつたのだ。議会

はこの争いに勝利をおさめ、その確認のために国王の代理人を断罪することにより国王の威信を低下させた。いずれにせよ、一三二六年度の弾劾は手段にすぎず、虚構のうゑに成立していた。議会が真に裁き、断罪したのはRichard二世であつた。⁽⁴⁾

(1) Desmottes, op. cit. p. 63f ; Pike, op. cit. p. 200 ; Stephen, op. cit. p. 152.

(2) W. Stubbs, *Histoire constitutionnel de l'Angleterre*, 1900, t II, p. 571.

(3) N. B. Lewis, Article VII of the Impeachment of Michael de la Pole in 1386 in *English Historical Review*, 1927, t X L II, p. 402-407.

(4) Desmottes : op. cit. p. 63-76 ; Wilkinson : *Constitutional History* vol II, p. 227f. ; Stubbs : op. cit. t II, p. 571f.

第四節 エドワード二世の叛逆罪法

Edward二世(一三二七—一三七七年)治下では、弾劾理論は後世におけるように決して完全なものでなかつた。⁽¹⁾ 議会が最初有していた裁判権は国家権力の分化とともに次第に他の国家機関に移され、貴族の叛逆罪と重罪および破棄裁判所の権限を除いては議会の裁判権は、弾劾を為すのみとなつたが、その弾劾もLyons, Latimer事件によつて一層整備されたというもの手続はなお確定したのではなく、例えば訴追機関は国王のこともあり、国王が法務長官を通じて行うこともあり、あるいは上院や下院のこともあり、さらに議会外の官吏が行うこともあつた。また、時

には騎士、伯爵、男爵その他の都市や自治邑の代表を含む貴族たちによって行われることもあった。⁽²⁾ 自身が行ったり、国王と上院が共同して行うような状態にあった。⁽³⁾ また審理は国王

Edward三世時代に出来た叛逆罪法 (Statute of Treason, 25 Edw III) は、議会にある種の行為が叛逆罪に該当するかどうかを宣言する権限を与えているが、これは立法権を与えたのか司法権を与えたのか曖昧であったので間もなく廃止された。次に議会が国王から犯罪者として告発された者を審理する権限を有していたが、その審理は通常モン・ロウ裁判所の訴訟手続によるものでないためチャールズ一世のとき違法と宣言された。⁽⁴⁾ また議会はヨーク大僧正事件に見られるように個人が他人に対する告発をも受理した結果、これが政治的抗争に乱用されるようになったため一三九九年法によって廃止された。

よって之等の先例を取捨選択しつつ法的に制度化したものが一三九九年のヘンリー4世の法律 (Statutes I Henry IV, c. 14) である。(第三章第二部参看)

このように制度的に確立した弾劾制度は、一四五九年のLord Stanley事件を最後として一六二二年のSir Giles Mompeson事件に至る一六二二年間、用いられずに終った点については次のような理由がある。⁽⁵⁾

- (1) 星法院 (Star Chamber) に通じて強化された国王の権力は、議会の援助なしに叛逆罪を処罰することができた。⁽⁶⁾
- (2) チューダー王朝においては、王権が強化されるにしたがって、⁽⁷⁾ 下院が卑屈になったためである。⁽⁸⁾

(一) 一三三七年にはAdam de Revensworth、一三四五年にはJohn de Northamptonは何れも誹謗罪で弾劾された (Stephen, op. cit, vol II, p. 302.)

当時、弾劾は權利剝奪法から明確に区別されたものでなく、その形式、手続ともに区々にして未だ術語としてきえ用いられず、訴追手段の一種として用いられていたにすぎなかつた (Pike ; op. cit. p. 178f)。

- (2) Simpson ; Federal Impeachment, University of Pennsylvania Law Review. May. 1916. vol 64. p. 651f.
- (3) Plucknett : The Origin of Impeachmen ; t p. 56 ; Stephen : op. cit. vol I. p. 146. Simpson : op. cit. p. 651.
- (4) 末次・上揚論文七頁。
- (5) Stephen : op. cit. p. 157 ; Plucknett : Impeachment and Attainder, p. 157.
- (6) Taswell-Langmead : op. cit. p. 524 ; Stephen : of. cit. p. 166f.
- (7) Stephen : op. cit. p. 158.
- (8) Taswell-Langmead : op. cit. p. 524.

第五節 一三八八年の告発と弾劾

Richard二世は一三八六年の議会の決定を一切無視した。任命された委員会の活動を無効にし、追われた顧問官たちを再任しただけでは満足せず、国王は五人の裁判官を一三八七年八月二五日にノッチンガムに召喚し、なされた決定の有効性を諮問した。彼らの答はすべての点で王権にとって有利なものであった。彼らは全員一致で、委員会の設置の違法と、この設置の推進者達の死刑に処せられるべきことを宣した。彼等は議会の討議の指揮権と大臣の任免権が国王の特権のうちに含まれることを指摘し、下院が国王の承認なしに弾劾の手続を用いる権限を否定し、従つて Michael de la Pole の断罪は無効であると判定した。

ここに及んだ下院に結集した勢力は内戦を決意した。国王はイングランドの中部及び西部を巡歴して自らの支持勢

力を募り、諸侯及び下院の有力者たちも各々兵力を組織し一月には首都へ向って進発した。しかし戦端が開かれる直前にロンドン人が国王から離反し、幸いに国王も自らの勢力が弱いことを理解し、早期の妥協に傾いた。調停が成立し、国王は王位を保ったが、その支持者の多くはすでに逃亡していたが反逆の罪に問われることとなった。

議会は一三八八年二月三日に開会し、英国の歴史家が「サン・メルシ」(無慈悲な)と呼称するように、敵の断罪のみを目的としていた。初日から、告発者たる五人の貴族(グルーチェスター、ダービー、アランデル、ウォーウィッチ、ノッチンガム)は五人の顧問官(de la Pole, de Vere, de Neville, Tresilian, Brember)を叛逆罪にあたることと訴追した。訴追は三九ヶ条から成る訴追状にまとめられたが、これを二つの種類に大別することができる。一つは昔の行動に關するもので国王に対する有害な助言及び王国の悪しき統治に關するもの。すなわち自分たちの利益のためにリチャード二世にその自由を制約する誓約をさせ、無能な將軍を任命させ、高等裁判所の権限行使を妨害させた等。もう一つの柱はより新しいもので、ノッチンガムでの諮問、国王の兵力を求めての巡歴等にかかるもので、とくに戦時下でフランス王に助力を求め、代償としてカレー、シエルブル、ブレストの引渡しを約束したことが大きな理由としてあげられている。

国王は元の側近を助けるため最後の試みを行い、訴追状を裁判官の一団に委ねた。裁判官たちはこれが民法及びブイモン・ローに沿うものでないと宣告した。政治情勢からみて、いずれにせよ失敗に終るべきこの試みを頭から無視するどころか、上院及び下院は詳細に検討を加えたあげく、国王個人にかかわるもの及び王国の存立にかかわる『重大な罪』に關して議會のみが権限を有し、議會制定法のみが適用されると決定した。この点は後に批判的に検討するが、一三八八年の議會が、自らが法の渊源であるがゆえに他のすべての法の覇束を逃れるとしている点に注目しておきた

い。

四人の被告 (de la Pole, de Vere, Tresilian, Neville) は逃亡中であつたが、告発人たちは彼等に対し直ちに判決をなすよう要求した。短い審理のちに上院は三九の訴追条項のうち一四を支持し、前三者には死刑(四つ裂き)の判決が下つた。Nevilleについては聖職者であることだけを理由に極刑が免ぜられた。Brenber は逮捕され、弁明の聴取が行われた。二月一八日に上院が彼を尋問中に Tresilian が逮捕されたとの報が伝えられた。Brenber と Tresilian は間もなく処刑された。

三月二日から一二日までの間に下院は弾劾の形で相当数の共謀容疑者を告発した。ノッチンガムの諮問に参与した五人の裁判官は死刑の判決をうけたが、永久追放の刑に減ぜられた。一六の訴追項目をあげられた四人の宮廷官吏は斬首された。最後にチチェスターの司教は教皇ウルピアヌス六世の諒解のもとに追放された。

一三八八年の議会の一連の行動はとりつくりう余地がない。それは悪しき政治のためにする違法行為の連鎖であつた。

本件で注目すべき点は次の通りである。

第一に、訴追そのものが違法になされており、当時の政治的雰囲気からすると、よほど強い信念でもない限りこの訴追の違法を裁く側として言うことは困難であつたと思われる。

第二に、訴追状の写しの要求の拒否、弁明の機會の不存在など今日の言葉でいうところの防御権が著しく侵害された。法規範の遵守の点ではもはや言うべきところがない。前述したように議會は法に優越すると宣言している。この原理を適用して、犯罪性の少ない行為を叛逆罪にあたるものと認定したのである。

下院も上院もこの欠点を承知していたことは確かで、この少しあとに議会の叛逆罪の定義が制定法と合致しないこと、他の裁判所がこの判例を準用するのを禁ずる旨を公言しているからである。これ以上明らかな証拠はない。それでは被告たちの罪責は一体どうだったのであろうか。

訴追状は多くの断定を含むが、ほとんどの場合にこれらは不正確であり、多くの価値判断を含み、しかも決して証明がない。リチャード二世の顧問官たちとフランス国王との間のおそらく事実と思われる結びつきを別とすると、根拠の存在を推定しうる訴えとしては、くり返しの汚職、不正な贈与及び越権の勧告に関するものが挙げられる。しかしこれらの罪はいずれにしても主要なものではなく、死刑に相当するものではない。また極刑を下すために全く根拠のない嫌疑も創出された。例えば、一三八〇年にリチャード二世のもとに派遣された議会の代表を殺そうとはかったとか。八〇〇人のロンドン人の虐殺であるとか。彼等の一二年後の名誉回復は、彼等の無罪のなりよりも有弁な証拠である。この一連の裁判はまさに「裁判の形をとった犯罪」にほかならなかった。⁽¹⁾

告発者達の行為は、法的ならびに道徳的には非難に値するが、政治的には得るところがなかった。判決は何も告発者に利するところなく、国にとつても得にならなかった。犯罪につながる人間を断罪することで得られるものは何か。大臣達も顧問官達も逃亡し、恒常的委員会設置は獲得され、国王の權威は地に落ちていた。逆に低次元の復讐心を満足させ、残酷な広報をすることにより恐怖の政治を出現させるものであった。

告発者は国の利益ではなく個人的利益に仕えるものであった。彼等は断罪された者達の財産を自らのものにし、さらに二万ポンドの代償金を出させ、これも自分達のために用いた。同じように上院も下院もこれらの措置を支持し、擁護することを誓わねばならなかった。

実質的に無制約の権限をもつ新しい顧問会は約一年近くにわたって権力の座にあったが、そのメンバーは行政官としても裁判官としても無能であった。彼等は人々の自由な交通の禁止、賃金を不当に高くした雇用者への罰金賦課、王国の高官たちへの批判者の処罰など反自由主義的政策をとって国民と対立した。結局のところ王をとりまく私党派に代って寡頭制独裁が登場したにすぎず、復讐は新たな破産の機会を作るに終わった。⁽²⁾

(1) Desmottes, op. cit, p. 70-76.

(2) Pike : op. cit, p. 200-202 ; Stephen : op. cit, vol I. p. 152f ; Wilkinson : op. cit, p. 244-6 ; Mohl : a. a. O. S. 609-613 :

第六節 ヘンリー四世時代の弾劾

従来の学説によると、純粹に刑事的起源をもつ弾劾の手続は長い發展の過程の後に政治責任制の発現をもたらしたとされる。この命題については慎重な検討を要する。弾劾は純粹に刑事手続でもなく、その基本的性格も刑事的なのではない。手続の形式は刑事訴訟のそれではない。一三七六年の事件では、被疑者は自らにつき申立てられた訴追条項を全く知らなかった。一三八八年には審理が違法に開始されたばかりか、何人かの被疑者は弁明の機会もなしに処刑された。⁽¹⁾

法規範も意図的に排除されている。一三八六年には上院はそれまで処罰に値するとは決して考えられて来なかった事実を犯罪として認めた。一三八八年には議會は自らの審理については法律が適用されないことを嚴肅に宣言した。

被疑者の罪状はつねに疑義の余地があり、処罰との間に共通の尺度が存在しなかった。一三七六年の事件はよくわかわらないが、一三八六年には罪なき者が処罰されており、一三八八年の事件は司法的犯罪 (crimes judiciaires) である。

我々は刑事訴訟を特徴づげるいかなる特色もそこに見ることができない。この最初の結論から我々は当然に初期の弾劾の政治的役割を検討せざるをえないこととなる。ここでも又、誤った前提は捨てねばならない。弾劾は不評判の大臣の罷免をうながす手段ではなかった。第一に、議会はこのような異例の手続を用いずとも罷免をかちとることはできた。他方、一三八六年の事件で *Michael de La Pole* が訴追の論議の開始前に辞任し多くの顧問官が逃亡していたことを我々は確認した。

弾劾の役割は我々の英国憲政発達史についての知識が誤っている限りははっきりしてこない。治政末期のエドワード三世及びリチャード二世の権力は我々が想像するより弱いものであり、下院の活動は一般に信じられているより強力なものであった。大臣責任制の問題は単に大臣のことにとどまらなかった。弾劾による非難は単なる罷免より不名誉であり、それゆえにこそ、その大臣を任命した国王の責任追及の意味をもち、国王の権威、権限の制約につながった。屈辱をうけた国王はもはや議会の意思にそむきえなかった。Laitner の有罪判決のあと、下院は枢密院の一部メンバーを選任した。より特徴的な方法として、一三八六年と一三八八年に、判決が下るや否や下院は国王に代って王国を指導すべき実質的な監督委員会を指名した。弾劾は力の実証であり、委員会の任命はその成功のあかしであった。本章の結論を手短かに言うならば、一四世紀の弾劾は政治的手続であり、基本的には国王にその権力の一部の放棄を認めさせるために用いられたのである。

(1) Desnattes : op. citz p. 76.

第六章 貴族裁判

弾劾は貴族が叛逆罪又は重罪を犯した場合、上院が第一審裁判所として刑事裁判をなす貴族審判とも異なる⁽¹⁾。弾劾は国王の大臣または高官に非行あるとき法の不備欠陥、その他権力者の干渉により法適用の公正を期待しえない場合に行われるのに反し、貴族審判は貴族(スコットランド、アイルランドの貴族を含む)⁽²⁾が叛逆罪又は重罪を犯して大陪審より告訴のあった場合、普通裁判所で審理することなく上院で審理するものである。

中世期における裁判所と同様、議会はその議員に対して特別な権限を持っていた。この貴族裁判は上級裁判官であった貴族が彼等は下級裁判所とみなした裁判所で重大犯罪につき審理せらるべきでないという考えに基づくものである。この考え方は貴族階級の発展に伴って益々強化され、貴族による貴族の裁判、すなわち同輩裁判(Judgement of Peers)は貴族社会の特色を形成するまでになる⁽³⁾。

貴族の同輩裁判の起源は遠くマグナ・カルタ第三九条に発する⁽⁴⁾。同条は自由人が「彼の同輩の合法的裁判」(Lawful judgement of his Peers)をうける権利を持つことを宣言して曰く「凡そ自由人は貴族(同輩)の適法なる判決に基づくか又は国法によるの外はみだりに逮捕監禁又は法律上の保護を奪われ、若しくは追放又はその他何らの方法を問わずいやしくも毀損されることはない。又上記の方法によるに非らずしては余は自由人の土地に踏み入り又はその他に

軍勢を送ることはない」と。⁽⁶⁾

本条は末延三次教授も指摘するように全憲章中最も著名であり、かつその意味についても種々論議を呼び起こすものである。第一七世紀には「同輩裁判」は陪審による審理を意味するものとされたが、陪審は単に事実について裁判官の質問に答えるだけで事件について判決を下すものではない。そこでマグナ・カルタを起草した大名たちの考えていたことは封建制下における伝統的審理方針、すなわち国王の裁判所を構成する訴訟当事者と同じ身分の大名たちが一団となって国王の支配から免れ、自由に判決するという方式を変更したいということを国王に確認してもらうことであつた。元来訴訟当事者と身分上平等である裁判所の構成員が裁判するという方式は、封建的国王の裁判所だけでなく、地方裁判所や庄園裁判所でも一般的に行われていたのであるが、陪審の評決と裁判官の判決の二本建てで事件を処理していくという特別の手續による新しい国王裁判所が漸次台頭し、従来の裁判所を次第に侵蝕し、在来の裁判方式に重大な脅威を与えるまでになつた。少なくとも大名たちは自らに關する限りは従来の裁判方式を固守しようとして決意した。

そして大名以下の階級の者は陪審による審理という新しい風潮に抗し切れず遂に同輩裁判の権利を維持することはできなくなり、これが「peers」すなわち貴族という名称の生まれる理由でもあつた。また同輩裁判をうける権利は大名たちが官僚群を上院から排除するについての有力な武器となつた。大名たちの主張は、彼等の同輩が一つの独立の階級を構成し、同輩のみが上院に出席して投票する権利があるというのである。第一五世紀には、この特権の限界は明確化され、この特権の適用をうけるのは叛逆罪と重罪に限定され、軽罪および民事事件は特権の範囲外におかれた。叛逆罪および重罪の訴訟は、しばしば国王の意思によつて提起された時代には国王の意を体する裁判官から指示

をうける陪審によって審理されるよりも同輩である貴族によって審理される方が有利であると言えたのかも知れないが、現在ではこの特権の実益は全く消滅したといつてよい。⁽⁷⁾

この貴族裁判は貴族院特別議長 (Lord High Steward) によって主宰される。議会閉会中は上院が法廷となるが、この場合には法廷は “Court of our Lady the Queen in Parliament”⁽⁸⁾ と呼称され、上院議員全員が裁判官として列席し、上院議長すなわち大法官が特別議長となる。⁽⁹⁾ この際上院がすべての裁判、すなわち事件の認定者である陪審と法の適用者である裁判官の両者の機能を果たすことになる。すなわち貴族は特別議長主宰の下に領主裁判所の公訴官として列席し、議事は通常のように多数決にして特別議長は貴族に対して一人づつ果して被告が訴追事由の各条項に該当しているかどうかを採決し投票の多数によって決定する。⁽¹⁰⁾

これに反して議会閉会中の場合は貴族特別裁判所 (Court of the Lords High Steward)⁽¹¹⁾ において審理する。この場合は上院の奏請により国王によって貴族の一人が特別議長に任命され裁判長となり、すべての法律問題を決定し、また法務貴族 (Lords Triers)⁽¹³⁾ が陪審として事実問題を決定する。審理の少なくとも二〇日前には全上院議員が召集される。有罪の判決には少なくとも一二人以上の出席を要し、その過半数の賛成を必要とする。⁽¹⁴⁾

貴族特別裁判所の起源はヘンリー四世に遡るといわれる。⁽¹⁵⁾ 元来一二人以上の上院議員から構成されていたが、ウィリアム三世の一六九六年の法律によって叛逆罪によって起訴されるものは起訴状の写しをうけ、弁護人依頼権を与えられ宣誓のうえ証人を差出すこととなった。被告人は同一の叛逆罪に対し二人の証人のあった場合にのみ有罪の宣告をうけ、事件発生後三年以内に起訴される。また陪審の名簿の写しを裁判開始前二日に手交され、それを忌避しうることとなった。叛逆罪又は犯人隠匿罪の場合には、その審理開始二〇日前に上院議員全員が召集され投票しなければ

ならぬように改正された。⁽¹⁶⁾

貴族審理事件が議会の閉会中に起こり貴族特別裁判所で審理された最後の例は一六八八年叛逆罪の廉による Lord Delamere 事件である。⁽¹⁷⁾しかし議会在が毎年定期的に開会される慣習が生ずるようになって以来、貴族特別裁判所を構成する必要性が漸次失われるようになり、ジョージ二世以後、弾劾事件以外に貴族が特別裁判所で審理された例は、(1) 一七〇六年の Lord Ferris' (2) 一七六五年の Lord Byron' (3) 一七七六年の Duches of Kingston' (4) 一八四一年の Lord Cardigan の四事件に過ぎなかった。キングストン公爵夫人の重婚罪以外は何れも殺人事件であった。⁽¹⁸⁾

第二〇世紀に入つて先づ一九〇一年の Lord Russel 事件がある。Russel 卿は重婚罪に問われ、時恰かも閉会中であったので国王は大法官 Lord Halsbury を特別議長に任命し審理を主宰すべきことを命じた。裁判は訴追を審問する法務貴族と一人の裁判官を加えた二六〇人の貴族が出席して進められ、結局三ヶ月の禁錮刑に処せられた。⁽¹⁹⁾一九三五年には自動車事故による過失致死罪の廉による Lord de Clifford 事件がある。裁判は一九三六年に開かれ、八五人の貴族が出席し慣例により四人の高等法院の裁判官が助言を与えるため特に出廷した。審理は先づ起訴状朗読に始まり、次の罪状認否手続では卿は無罪と答え、次いで「いかなる審理を望むか」の問に対しては「神と自分の同輩によつて」と答えて審理が始まり、証人尋問の後、八五人の上院議員は四人の高等法院の裁判官の意見に従い、全部無罪の意見を述べた。

この貴族裁判がいかに莫大な費用と時間のかかる時代錯誤的なものであるかは Clifford 事件の訴訟費用が凡そ七〇〇ポンドと推定されたがロンドンの中央刑事裁判所では僅かに三五ポンドで済んだであろうし、また時間的にいつても裁判はより迅速に開始され、より迅速に判決が下されたであろうと言われることによつても窮われよう。しかも

貴族裁判は真の意味の特権ではなく、貴族は貴族裁判を棄権して普通裁判所を選択することは許されないのである。故に叛逆罪や重罪で訴追される貴族は、その意に反して時間と費用を蕩尽する時代錯誤裁判の主役を努めねばならなかったのである。その後この制度の廃止が議会でとり上げられ、Sankey 卿の貴族裁判廃止の提案が院議で可決となり、一九五八年の刑事裁判法第三〇条により重罪で訴追された貴族は、普通の刑事裁判所で審理されるように改められた。⁽²¹⁾

議会の刑事裁判権は恐らく王会の權威から導かれたものであろう。ジョン王の治世について述べるに当たって、スナップスは次の如くいう。「高等法院では個人に対する国王の告訴について聴問が行われ、重大な犯罪をおかした者に対する王の判断が受理、承認された」。Henry 八世の時代には「彼等の裁判権は、事実上国王の法廷組織に奪われたが、それは重大な犯罪を犯した犯人との関連で存続し、男爵の特権の伸長に伴って、男爵の集まりである国民会議は、同輩を審理したり科刑したりするための貴族の集まりの性格を有するようになった」。Edward 一世時代の議会の司法機能の性格は、議会議事録第一巻に記載されている。しかしこの問題に関し、弾劾に関する現在の法律には次の如く述べている。⁽²²⁾

一 貴族院は、貴族が全ての犯罪について裁判を受け、下院議員が下院の告発や弾劾に関するような重罪や叛逆罪といったようなものでない犯罪を犯した場合に審理される法廷であり、全国の大陪審でもある。

二 こうした弾劾が行われた場合には停会や解散によっても無効にされるものでなく、判決が下されるまで続行する。

三 国王による恩赦は、弾劾には及ばない。

- (1) Pike : op. cit. p. 169f ; Stephen : op. cit. p. 161 ; Phillips ; op. cit. p. 70f.
 - (2) Pike : op. cit. p. 227.
 - (3) Plucknett, *A Concise History of the Common Law*. p. 183.
 - (4) Cox : op. cit. p. 472 ; Pike : op. cit. p. 227.
 - (5) 明治憲法でも裁判官の罷免に相当する免官が判事懲戒法による処罰として職務上の義務に違背し又は職務を怠つたとき官職上の威厳又は信用を失ふべき所為があつたときいわゆる同輩裁判によつて行われていた(明治憲法五八条二項)。すなわち懲戒裁判所が各控訴院および大審院に附置され、前者は院長を加え、その院の判事三人、後者は院長を加え、その院の判事五人で構成されていた(判事懲戒法)。
 - (6) 大憲章二二条、伯爵および男爵は同輩貴族の証言によるのほか罰金を科せられることなく、またこれを科するには罪科の程度によるべし(Stephen : op. cit. p. 162)
 - (7) 末延三次・イギリスの最高裁判所、比較法研究(一) 七頁以下。
 - (8) Pike : op. cit. p. 227 ; Maitland ; op. cit. p. 246 ; Plucknett : op. cit. ; p. 183.
 - (9) Stephen : op. cit. ; p. 161.
 - (10) Cox, op. cit. f. 472 ; Ridges, op. cit. p. 194f ; Plucknett, op. cit. p. 184.
 - (11) Cox, op. cit. p. 473f ; Pike, op. cit. p. 227 ; Maitland, op. cit. p. 246.
- 弾劾裁判又は貴族に対する叛逆罪あるいは重罪の場合、貴族の一人が審理に当たり臨時の議長となるとき貴族院特別議長(Lord High Steward)と呼ばれる。議會開会中裁判所は上院に設置され、貴族院特別議長によつて主宰され、他の貴族は陪審(Lord Trials)として裁判する。
- この法廷の起源は八世紀の王会に遡るかも知れない。王令自体の司法機関については *Legale iudicium parium suorum* に関するマグナ・カルタに見られる。この有名な文言は陪審による裁判とどうよりも貴族の裁判について述べ

ているように思う。マグナ・カルタ二一条は、「伯爵および男爵は同輩貴族の証言によるのほか罰金を科せられることなく」と定めていたことから窺われるところである。むしろそれは巡回裁判官乃至法律家による審理として記述されるものでもあり、“*vel per legem terrae*”によつて表現されるものである。(Stephen, op. cit. p. 164)

Cokeによれば貴族院特別議長の職務は、ヘンリー四世の治世までは世襲であつたが、その後、貴族の裁判や即位式の場合、このような職務を行なうような事件が生じた場合に *hac vice* を認められた。このような裁判所に関してつくられた唯一の法律は 7 & 8 Will.3, c. 3 であり、次のように規定する。叛逆罪や重罪隠匿罪を犯した単数乃至複数の貴族を裁判するに當つては議會に出席し投票する権利を有する全ての貴族が各裁判に先立つこと少なくとも二〇日前に召集され、審理に出席し、投票しなければならぬ。この法律の目的は貴族特別裁判所以前の裁判事件における乱用に對し救済方式を示すことであつた。特別議長は適任と認めた裁判官 (Lord Trials) を召集し、召集されなかつた者は裁判に加わる権利を有しなかつた (Stephen, op. cit. p. 165)

- (12) Cox : op. cit. p. 471.
- (13) Stephen : op. cit. f. 165.
- (14) Ridges : op. cit. p. 194f.
- (15) 貴族特別裁判所の起源によつては Stephen は、これをイギリス中世の王會に求め (Stephen, p. 457)、Cox も同意見にして王の顧問府によつて設置された裁判所に求めている (Cox, p. 473)。
- (16) Maitland, op. cit. p. 318 ; Plucknett, *Impeachment and Atrander*, p. 158.
- (17) Stephen, op. cit. p. 165 ; Cox : op. cit. p. 473.
- (18) Maitland, op. cit. p. 319.
- (19) Maitland, op. cit. p. 319 not (1).
- (20) *The Times Newspaper*. 13, 12, 1935.
- (21) Phillips ; op. cit. p. 71 : 末延・上掲論文九頁。拙著・上掲書二八頁。
- (22) Stephen, op. cit. p. 146.